

行うもので、今年度の事業は、夏には河辺基幹集落センターで脱藩の道の研究者による坂本龍馬についての講座を実施し、秋には保存会会員や河辺中学校の生徒、PTAの方々などを対象にウォーキングによる脱藩の道の体験イベントを予定している。また、事業の企画段階から中学校長にも参画してもらい、学校とも連携をしながら事業をすすめている。

## 市民福祉委員会

委員長 榎 田 和 美

◆大洲市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

**説明** 河辺診療所に勤務する医師に対し、適正な処遇を確保するため、特殊勤務手当に関する条例第6条で規定する「待機手当」について、5万円を15万円に改め、平成20年6月1日から適用しようとするものである。

**問** 改正に伴う医師の処遇について

**答** 他市では諸事情等によりいろいろな「特殊手当」で対応されており、その状況なども勘案しながら調整をしたが、河辺診療所の場合は「住み込み」で勤務していただいているので「待機手当」の改善が適当である。また、小さい診療所であることから、より多くの症例を研究するため、週1回は愛媛県立中央病院において研修もしていただいているところであるが、今回の処遇改善は地域住民の安心のよりどころとして、その確保のための必要な措置と考えている。



地域の医療を支える河辺診療所

◆後期高齢者医療制度について

**問** 後期高齢者医療制度の保険料と国民健康保険料との比較について

**答** 国民健康保険税について、本市は所得割、均等割、平等割、資産割のいわゆる4方式を採用しており、先の厚生労働省による調査で比較した世帯構成別と収入区分別の12のモデル世帯においては、単身世帯や夫婦世帯では、後期高齢者医療制度の保険料は国民健康保険税に比べ8%から最大62.7%まで減額となっている。また、子供世帯と高齢者一人の同居世帯においても、その所得によってはずかしく増額となっている世帯もあるが、ほとんどの世帯で減額となっている状況である。全国的には、大都市や中核市で多く採用されている2方式の場合は増額となり、地方で多く採用されている4方式では減額となる傾向が見られる。

今後もし引き続き国のほうでは、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について検討をされることとなっており、市としても

広報・周知を積極的に行い、愛媛県後期高齢者医療広域連合などと連携をとりながら、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、制度の円滑な運営を図ってきたい。

## 建設農林委員会

委員長 岩 田 忠 義

◆果樹産地体質強化促進事業費補助金について

**説明** この事業は愛媛県が作成している愛媛県果樹農業振興計画及び果樹産地構造改革計画の具体化を図るもので、上須戒地区の一ノ瀬梨生産組合員のうち3戸の農家が梨園55アールの経営規模の拡大を行うため、平成19年度から21年度の3カ年間で平棚と防風ネットを整備するものである。今年度の総事業費は375万5,000円で、県の補助3分の1により、JA愛媛たいきが事業主体となり、高品質生産や省力化のために必要な条件整備を行い、競争力の強い果樹産地の構築を図るものである。

**問** 梨園の現状と販路開拓について

**答** 昭和58年に9名の農家の方が一ノ瀬梨生産組合を設立され、現在は5.8ヘクタールの梨園で年間約90トンを生産されており、年間来園者は約3,500人で、その内訳として大洲市内が約5割、松山方面が約2割、南予方面が約3割となっている。梨は約25年で生産のピークを迎えるといわれており、ちょうど組合設立後25年を迎え、今後、組合員の方が新しい梨を植えていくための計画をたえていることもあり、支援事



市内外から多くの来園者がある観光梨園